

## まちづくり×バス交通推進チーム設置要綱

### 1 チームの名称

まちづくり×バス交通推進チーム

### 2 目的

新潟交通(株)と締結した「新潟駅南北市街地一体化に資するバス交通の実現および路線バスネットワークの維持に向けた連携協定」(以下「連携協定」という。)を踏まえ、路線バスサービスのネットワークを最大限機能させるため、庁内で組織横断的に取り組むことを目的とする。

### 3 所掌事務

- (1) 広報やモビリティ・マネジメント等、連携協定の2条における目標の達成に向けた全庁的な取り組みに関する事項
- (2) 庁内の組織横断的な施策の立案と、その実現のための取り組みに関する事項
- (3) その他、路線バスサービスのネットワークを最大限機能させるための協議会の開催等、新潟交通(株)との連携に関する事項

### 4 チームの編成及び構成員の服務

- (1) 副市長を総括者とし、チームの構成員は、総括者の指示に基づきチームの事務に従事する。
- (2) 政策企画部長及び都市政策部長を副総括者とする。
- (3) チームの構成員は、20人以内とする。

### 5 設置期間

令和元年12月1日から当面の間(各事業の進捗状況により決定する。)

### 6 概算経費

関係事業の予算に基づき、事業所管課との協議により決定する。

### 7 庶務

チームの庶務は、政策企画部において処理する。

### 8 実施期日

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。